

西目屋村行政系施設個別施設計画
(庁舎分)

令和2年5月

西目屋村

1 計画の目的

西目屋村行政系施設個別施設計画（以下「本計画」という。）は、平成29年3月に策定した西目屋村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、施設の老朽化対策、防災機能強化等の実現を図るための基本的な方針を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画の下位計画に位置付けられ、実施計画を含みます。

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とします。総合管理計画の計画期間である平成28年度から令和17年度までの20年間を2期に分け、本計画は1期分とします。ただし、本村を取り巻く社会経済情勢の変化等により、見直しが必要な場合は適宜見直しを行っていきます。

4 対象施設

本計画の対象施設は、総合管理計画における施設分類の行政系施設（庁舎等）とします。

5 現庁舎の現状と問題点

（1）現庁舎の概要

施設名称	西目屋村役場庁舎	施設面積	2,061 m ²
所在地	大字田代字稲元144	建設年月	昭和45年9月
用途・機能	役場庁舎	構造・階数	鉄筋コンクリート造 3階建
特記事項	昭和45年に建築され、50年が経過している。新耐震設計が設けられた建築基準法改正（昭和56年）以前に建築されたものであり、耐震性の確保や老朽化の進行による維持管理費の増加が課題となっている。		

（2）維持管理経費等の状況

（単位：千円）

支出科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
光熱水費	5,161	5,549	5,402	5,371
修繕費	292	596	2,438	1,109
委託料	1,548	1,785	1,641	1,658
合計	7,001	7,930	9,481	8,137

支出科目の内訳

科目	内容
光熱水費	電気、ガス、水道等
修繕費	施設修繕
委託料	設備保守、清掃、警備等の委託料

(単位：人)

利用状況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
利用者数	1,717	2,005	1,570	

現庁舎は昭和45年に建設され、現在まで50年が経過しています。長い間、村政の中心として、住民の生活を守り親しまれてきましたが、次のような問題を抱えています。

(1) 防災拠点施設としての機能不全

現状耐震基準が満たされておらず、倒壊の危険性もあり、災害時の対策本部の設置や防災機器等の設置場所には適していません。

(2) 建物や付帯設備等の老朽化

給排水設備や空調設備の老朽化が著しく、維持管理費が年々増加しています。

(3) 村民サービスの低下及び行政運営の非効率化

現庁舎は3階建であることから、来庁者が、利用したい部局がどこにあるか分かりにくく、各種手続き等を行う上で、複数階にまたがり足を運ばなければならず村民サービスの低下や行政運営の非効率化を招いています。

6 対策の優先順位に関する基本的な方針

(1) 施設整備のための方向性

庁舎は、多くの住民が日常的に利用する施設であり、災害発生時には、防災拠点として重要な拠点となります。現庁舎は、耐震基準を満たしていないことや老朽化が著しいため、防災機能の強化を図ることが重要な課題となっています。耐震性能が低い建物を庁舎として使用しなければならない状況を早急に解決し、来庁される住民の皆様及び職員等の安全を確保する必要があり、

- ・平成29年度に国から村が取得した旧津軽ダム工事事務所の活用が必要であること
- ・新たに庁舎を建て替えることと比較し、当該施設へ移転する方が費用的に優位性を有していること

から、庁舎機能を当該施設へ移転することが妥当と判断します。

(2) 移設後庁舎の機能の基本方針

本計画において、庁舎の現状の課題(問題点)を踏まえ、移設先庁舎のあるべき姿(必要な機能)を以下のとおりに設定しました。

【移設先庁舎のあるべき姿(必要な機能)】

1. 防災拠点施設として機能する、安全・安心な庁舎

2. 村民サービスの向上を図り、効率的な窓口機能を実現する庁舎

3. 将来にわたり、機構改革等にも柔軟に対応できる庁舎

1. 防災拠点施設として機能する、安全・安心な庁舎

来庁者や職員等が安心して利用できる災害に強い安全な庁舎の実現を最優先に考え、各種整備に努めます。

現時点では耐震性等の問題もあり、様々な大規模な災害時に、災害対策本部として十分機能できるように、非常用発電設備を整備し、迅速な情報収集や応急復旧活動及び救護活動の拠点となるべき機能を備えた庁舎とします。

2. 村民サービスの向上を図り、効率的な窓口機能を実現する庁舎

ワンストップサービスを導入し、住民が利用しやすい快適で利便性の優れた庁舎とします。

3. 将来にわたり、機構改革等にも柔軟に対応できる庁舎

将来の人口動態の推移等に伴う役場内の機構改革などにも柔軟に対応できる庁舎とします。また、関係部局同士の連携が容易となるような庁舎とします。

なお、庁舎機能移転後、現庁舎については、解体を含め利活用等を検討することとしています。

7 庁舎移転の実施に向けて

現庁舎の状況を踏まえ、災害時の防災拠点としての機能を十分に備えた庁舎であることを最重要課題とし、平成29年度に用途廃止となり、当村で取得した旧津軽ダム工事事務所を改修し、庁舎機能移転を実施することとしました。

西目屋村役場庁舎移転事業概要

(1) 移転地

旧津軽ダム工事事務所 西目屋村大字田代字神田57番地

(2) 建物概要

構造：鉄骨造2階建

用途：事務所

建築面積：1,228.96 m²

延床面積：1,710 m²

(3) 整備内容

- ・屋根、外壁、内装の軽微な修繕
- ・可動式議場の改修
- ・冷暖房設備の更新
- ・室内照明のLED化
- ・非常用発電設備の整備
- ・情報システム及び情報通信基盤設備の移転
- ・行政防災無線の移転
- ・庁用備品の整備
- ・水道監視装置設備の移転

上記に記載のとおり、本移転地は、平成8年に建築され長きにわたって津軽ダム建設事業の拠点となっていたものです。当該施設に移転することで、新たに建替えるよりも、必要な資材や廃棄物も少ないため費用を抑えられ、遊休施設の有効活用につながります。

また、現庁舎は、新耐震設計が設けられた建築基準法改正（昭和56年）以前に建築されたものであり、当該施設の方が十分な耐震性が確保され、防災拠点としての機能強化が図られます。現庁舎と当該施設の法定耐用年数を比較すると、現庁舎が令和2年に対し、当該施設の法定耐用年数は令和16年までとなっていますが、適正な維持管理と老朽化対策を進め、使用目標年数を60年と設定し、令和38年まで使用できるよう長寿命化を図ります。

さらに、当該施設が現庁舎に隣接しているため、庁舎機能移転の面からも効率的かつ効果的であることから当該施設を選定しました。

8 管理に関する実施方針

移転地は、平成8年の建築で、令和2年現在で24年が経過しています。構造が鉄骨造であるため、法定耐用年数としては38年を想定することができますが、使用目標年数を60年に設定します。使用目標年数を実現するために、日常の点検を含む維持管理が重要となってきます。そのために、次のことを実施し、施設の長寿命化に努めます。

(1) 法定点検の実施

施設の安全性の確保のため、法で定められている点検・保守を適切に実施します。

(2) 維持管理マニュアルの作成

人事異動による効率的かつ確実な引継ぎや適切な点検を行うため、維持管理方法のマニュアルを作成します。

(3) 施設管理担当者に対する研修会の実施

担当者によって、長寿命化に対する知識や保全意識に差がないよう、定期的に研修会を実施し、適正な維持管理の体制を確保します。

9 管理に関する実施計画と事業費

事業 年度	項目	事業費 (千円)	財源内訳	
			起債	一般財源
H 2 9	実施設計費	15,806		15,806
R 2	新庁舎関連工事費及び施工監理費	191,600	142,800	48,800
	防災無線関連工事費及び施工監理費	44,520	44,500	20
	情報システム移転費	29,290		29,290
	備品購入費	20,000		20,000
R 3	情報通信基盤設備移転費	152,250	137,000	15,250
	防災行政無線関連工事費及び施工監理費	65,930	59,300	6,630
R 4	水道設備関連工事費	37,910	34,100	3,810
合計		557,306	417,700	139,606